

東電福島原発事故に関する損害賠償の請求を促すための広報・相談等の取組

令和 4 年 1 月 3 1 日

(全体方針)

- ・早期の賠償請求を促すため、国と関係機関が連携して、被災自治体に御協力いただきながら広報・相談活動を更に実施し、必要な情報の周知に努める。

上記の方針を踏まえて、令和 3 年 7 月以降、以下の活動を実施。(※実施予定のものも含む。)

1 早期の請求を促す広報活動

(1) 被災 12 市町村等 (チラシ・地元広報紙への記事掲載)

- ① 委託事業において新チラシを作成し、関係機関への送付・掲示 (主な配布先は以下のとおり) 【令和 3 年 7 月～ (送付は令和 4 年 1 月)】

(i) 被災自治体<sup>※1</sup>

※1 福島県、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村、南相馬市、川内村、楡葉町、川俣町、広野町、田村市、伊達市、いわき市

(ii) 福島県内自治体、商工会連合会、商工会議所、病院、社会福祉協議会

(iii) 避難者支援団体等

(生活再建支援拠点<sup>※2</sup>、みんぷく (3.11 被災者を支援するいわき連絡協議会) など)

※2 帰還や生活再建に向けた相談や必要な情報の入手等ができるよう、福島県が全国 26 箇所に設置した相談拠点

(iv) 被災 12 市町村に所在する福島県内の道の駅

(v) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 (NDF)、法テラス、復興庁 (福島局) 等の関係機関

(vi) 47 都道府県司法書士会 (福島県司法書士会と連携)

(vii) 東京都内の各区市町村社会福祉協議会 (東京都社会福祉協議会と連携)

(viii) 県内の確定申告会場 (国税庁と連携)

(ix) 県内を通る高速道路 (常磐、磐越、東北自動車道) の SA・PA (NEXTCO 東日本と連携)

- ② 被災自治体が発行する広報紙への記事掲載 【令和 4 年 2 月以降予定】

- ③ 被災者に向けた情報発信（把握する未請求者ごとの状況を踏まえ、ダイレクトメール・電話・戸別訪問等を含む御案内、地元自治体と連携した情報提供、ホームページの賠償トップページへ消滅時効の考え方を掲載、「第四次総合特別事業計画」への明記等）〈東京電力〉

(2) 福島県内（地元2紙（福島民報、福島民友）等）

- ① 福島県と連携し、復興公営住宅全戸に旧チラシ送付【令和3年7月】
- ② 地元新聞（福島民報・福島民友）への広告掲載【令和3年8・9月】
- ③ 地元新聞（福島民報・福島民友）への新チラシ折り込み【令和4年1月】

(3) 全国（政府広報（新聞広告、ラジオCM）等）

- ① 政府広報でのラジオCMの放送。【令和3年11月】
- ② 政府広報でのYahoo!バナー広告の掲載。加えて、①と併せた、文科省 facebook・twitter での周知【令和3年11月】

2 被災者の御要望に応じた個別相談活動、請求手続支援

- ① 請求漏れチェックシートの活用促進 〈NDF<sup>※3</sup>〉
- ② 未請求項目の有無に対する問合せ対応 〈東京電力〉
- ③ 無料法律相談の実施 〈NDF、法テラス<sup>※4</sup>〉
- ④ 説明会への調査官の派遣 〈ADRセンター〉
- ⑤ 相談窓口や戸別訪問による請求書の作成支援等、請求手続のサポート 〈東京電力〉

※3 令和3年11月に、被災12市町村の広報誌に同封して再度送付（約4万世帯）

※4 令和3年4月1日以降の申込みは一定の要件を満たした方に対してのみ実施

3 今後の予定

- 上記「1」、「2」の取組について、継続して実施するとともに、地方自治体からの御意見等を踏まえた広報・相談活動を進めていく。

# 原子力損害賠償の請求を促すための広報・相談等の対応状況

## 1. 多くの人々へ周知

※令和2年1月以降。本年7月からの更新部分（予定含む）は青字。

### (1) 被災12市町村等（チラシ・地元広報紙への記事掲載）

- 令和2年3月からチラシ送付
  - 令和3年11月に新チラシ作成
  - 地元広報紙に継続的に記事掲載（チラシ及び広報紙の合計約56万部）
  - ポスター送付（約2300部）
- 
- 基本的に被災12市町村の全ての世帯（約7万世帯）へ複数回周知
  - 県外などの避難者へ周知

### (2) 福島県内（地元2紙（福島民報、福島民友）等）※(1)を除く

- 令和2年8月～令和4年1月  
福島民報：約24万部×21回  
福島民友：約17万部×17回
  - 県内の全市町村役場へチラシ・ポスター送付
- 
- 福島県で購読世帯数の上位2紙（県内世帯数の5割以上）に複数回広告掲載
  - 県内全ての市町村に周知

### (3) 全国（政府広報（新聞広告、ラジオCM）等）

- 主要5紙全て、ブロック紙（4紙）、地方紙（65紙）に広告掲載
  - 全国のFMラジオ局系列※、全国のAMラジオ局系列でCMを放送  
※ 昨年に続き2回目
  - 全都道府県の弁護士会、司法書士会等にポスター配布
  - Yahoo!バナー広告の掲載
- 
- 全ての都道府県への避難者へ周知

## 2. きめ細かな個別対応

- (1) 東京電力が未請求者ごとの状況を踏まえ、ダイレクトメール・電話・戸別訪問等で個々に対応
- (2) NDFが請求漏れチェックシート再送付・東京電力が問合せ対応
- (3) NDF、ADRセンターによる相談会等の開催・協力（計612回）
- (4) 効果的な広報手法を調査。同調査を参考に広報を行い、その効果を調査する業務を委託。
- (5) 病院、介護施設、道の駅等にポスターを掲示、高速道路SA・PA、確定申告会場にチラシを掲示・設置。